

飯田市から転出される方へ

- ◆飯田市にお住いの間は市政への様々なご協力をいただきありがとうございました。
 ◆新しい住所地に住み始めたその日から14日以内に、転入地の市区町村役所（役場）へ「転入届」をしてください。（正当な理由がなく届出しないときは、簡易裁判所から過料を課せられることがあります。）

他の市町村への転入届には、下記のものが必要です。（詳しくは転入される市区町村にお問い合わせください）

- 1、転出証明書 2、個人番号カード、住民基本台帳カード 3、印鑑 4、国民健康保険証（転入先の世帯が加入している場合）
 5、母子手帳（6歳未満の子が異動する場合） 6、口座番号がわかるもの（児童手当、福祉医療の申請をする場合） 7、届出人の身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、個人番号カード等）

下記にあてはまる方は世帯にいらっしゃいましたか		飯田市での手続き	転入地での手続き	該当	受付窓口	受付	問い合わせ先 (飯田市役所：Tel.0265-22-4511)
住所 戸籍	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります 印鑑登録証をお返しください	必要な方は改めて登録の手続きをしてください		A5		市民課市民窓口係（内線5412）
	個人番号カードをお持ちの方 住民基本台帳カードをお持ちの方	他の手続きの際に必要な場合がありますので持参してください	住所等の書き換えや継続利用可能ですので転入地へお持ちください		A3		市民課住民記録係（内線5421）
	公的個人認証（電子証明書）をお持ちの方	転出予定日で失効されます	転入地で改めて発行の手続きをしてください				
	国民健康保険に加入されていた方	飯田市国民健康保険証を返却してください（限度額適用認定証、 特定疾病療養受給証をお持ちの方は返却してください）	転入地の窓口でおたずねください		A8		保健課国保係（内線5523）
国民健康保険	修学のために親元を離れ転出される方	在学証明書もしくは学生証の写しを用意し窓口へお申し出ください	飯田市国民健康保険証を用意し、特例該当であることをお申し出ください				
国民健康保険	長期入院又は福祉施設等に入所される方	転出理由を窓口へお申し出ください					
年金	国民年金に加入されている方	必要ありません（転入手続き時に自動的に登録されます）	加入手続きをされていない方は手続きをしてください		A7		市民課市民窓口係（内線5428）
こども	小・中学生のお子さんのいる方	現在の学校で転校の手続きをしてください	転入地の窓口でおたずねください			現在の学校	学校教育課学務係（内線3714）
	0歳から中学生のお子さんがある方	児童手当「受給事由消滅届」を提出してください（受給者の方が転出の場合）	転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください		A11		子育て支援課家庭係（内線5743）
	0歳から今年度18歳のお子さんがある方	子ども福祉医療費受給者証を返却してください	転入地での受給は転入地の窓口にお問い合わせください 進学等でお子さんだけ転出の場合、飯田市で継続して助成を受けられることがあります⇒右記に問い合わせください		A9		保健課医療給付係（内線5525）
	保育園、認定こども園に入園されている方	各園で退園の手続きをしてください	転入地の窓口でおたずねください		A11		子育て支援課保育係（内線5741）
	ひとり親家庭等に該当する方	福祉医療費受給者証（該当していた方）を返却してください	転入地の窓口でおたずねください		A11		子育て支援課家庭係（内線5738）
		「転出届」または「資格喪失届」を提出してください	児童扶養手当証書持参の上、転入地窓口でおたずねください		A11		子育て支援課家庭係（内線5738）
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当住所変更の手続きをしてください	転入地の窓口でおたずねください		A11		福祉課障害福祉係（内線5714）	
妊産婦	飯田市の妊婦一般健康診査受診票、授乳・育児相談助成券、産婦健康診査受診票をお持ちの方	必要ありません	飯田市の受診票等は使用できません 転入地の窓口でおたずねください			保健センター	保健課健康推進係（内線5513）
高齢	65歳～74歳までの方で後期高齢者医療保険に加入されていた方	後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受給証をお返しください	県外転出の方は「負担区分等証明書」「障害・特定疾病認定証明書（該当の方）を持参し転入地で手続きをしてください		A9		保健課医療給付係（内線5525）
	75歳以上の方						
	65歳以上の方	介護保険証を返却してください	必要ありません		A11		長寿支援課 介護認定支援係（内線5767）
	「要介護・要支援」認定を受けていた方	介護保険証及び負担割合証を返却してください	転入日から14日以内に転入地で要介護認定の申請をしてください 現在の介護度が引き続き有効となります				
障がい	要介護認定を受けていた方（介護保険施設等に入所）	介護保険証及び負担割合証を返却してください 後日、介護保険証及び負担割合証が送付されます 住所地特例適用・変更終了届を提出してください	必要ありません				
	障がい者手帳をお持ちの方	療育手帳：県外への転出の場合「県外への転出届」を提出してください	転入地で住所変更の手続きを行ってください		A11		福祉課障害福祉係（内線5714）
	身体障がい者手帳1～3級・療育手帳A1～B1 ・精神保健福祉手帳1～2級をお持ちの方 ・自立支援医療（精神通院・更生・育成）の受給者の方	福祉医療受給者証を返却してください また、未申請の医療費がありましたら申請ください	転入先の市町村によって取り扱いが異なります 転入地の窓口でおたずねください		A9		保健課医療給付係（内線5525）
税金	65歳以上で一定の障がいのある方						
	原動機付自転車（125cc以下）を所有されている方	ナンバープレートを持参し廃車届の手続きをしてください	「廃車受付書」を添えて再登録を手続きを行ってください		A1		税務課諸税係（内線5142） 税務課市民税係（内線5161） 税務課資産税土地係（内線5174）
料金	市県民税・固定資産税の納税義務者の方	納税管理人申請書等の提出をしてください	必要ありません				
	市の上下水道を利用されている方	閉栓の届出をしてください（電話でも可能です）	転入地の窓口でおたずねください		C13		水道料金お客様センター（0265-21-1132）
選挙	国外へ転出される方	選挙管理委員会にて在外選挙人名簿への登録移転申請をすると海外にいながら国政選挙に投票することが可能となります	最寄りの在外公館に在留届を提出してください（インターネットでも提出できます）			選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局啓発係（内線2632）
犬	犬を飼っている方	必要ありません（転入地での登録手続きにより抹消されます）	転入地で登録手続きをしてください。		C12		環境課環境衛生係（内線5462）
市営住宅	市営（県営）住宅に入居されている方	退去または同居人の異動（転出）の手続きをしてください	必要ありません		—		長野県住宅供給公社 飯田管理センター（0265-48-0460）

◎もし、都合により転出を取りやめたときは、必ず本人が「転出証明書」を持参して市役所市民課、最寄りの自治振興センター、市民証明コーナー（りんご庁舎）で転出取消の手続きをしてください。

◎外国に出国された後、帰国して転入するときは、※戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、※戸籍の附票の写し、パスポートが必要になります。（※は飯田市に本籍がある方は不要）